

日本共産党を代表しまして、議案第 10 号野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論いたします。

本条例は、マイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関する改正に基づき、本市条例中の法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものです。

マイナンバー法については、法律及び条例の改正により、マイナンバーの利用範囲の拡大、すなわち情報のひもづけの拡大、健康保険証との一体化、公金受取口座の登録促進、マイナンバーの情報連携の拡大などが行われてきました。

健康保険証の廃止については、任意であるはずのマイナンバーカード取得を事実上強制することになりかねず、現在も発生している不都合や個人情報の漏えいなど、医療機関や利用者にさらなる混乱を招くものと危惧されています。

このように、情報漏えいや個人情報保護の観点からも、諸外国では見られないようなマイナンバーに多くの情報をひもづけするやり方は、国民の間でも受け入れられているとは言えません。

何よりも今、マイナ保険証の確認・修正作業が終わらない中で提出された本議案には賛成することができません。

よって、この議案第 10 号には反対といたします。